公　示　日：2026 年 10 月 21 日(水)
調達管理番号：26a00810

国　　名：レバノン共和国及びイエメン共和国
担 当 部 署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第一チーム
調 達 件 名：レバノン国学校運営強化プロジェクトおよびイエメン国女子教育向上プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査(教育セクター／学校運営調査)
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。ただし、本契約では現地渡航がなく、契約で規定される主たる業務(役務)は国内で実施されますので、消費税課税取引とし、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

1. 担当業務、格付等

(1)　担当業務　：教育セクター／学校運営調査　人間開発部
(2)　格 付　：3号
(3)　業務の種類：調査の実施(現地の治安状況から調査はオンラインで実施し、現地渡航は含みません)

2. 契約予定期間等

(1)　全体期間：2026 年 11 月下旬から 2027 年 2 月下旬
(2)　業務人月：2.20 人月
(3)　業務日数：準備業務　12 日　調査業務　20 日　整理業務　12 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1)　簡易プロポーザル提出部数：1 部
(2)　見 積 書 提 出 部 数：1 部
(3)　提 出 期 限：2026 年 11 月 4 日(水)(12 時まで)
(4)　提 出 方 法：電子データのみ

✧　専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)
✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧　評価結果の通知：2026 年 11 月 13 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4．簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）　業務の実施方針等：
- ①　業務実施の基本方針　16 点
- ②　業務実施上のバックアップ体制　4 点

（2）　業務従事者の経験能力等：
- ①　類似業務の経験　40 点
- ②　対象国・地域での業務経験　8 点
- ③　語学力　16 点
- ④　その他学位、資格等　16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	基礎教育分野の基礎情報収集確認調査や詳細計画策定調査、各種評価調査
対象国及び類似地域	全開発途上国（ただし、中東地域が望ましい）
語学の種類	英語

5．条件等

（1）　参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査には技術協力プロジェクト事業本体の PDM 案の検討・取りまとめ業務が含まれることから、受注した法人及び個人（補

強所属元企業含む）は、当事業本体への応募・参加を認めません。
（2）　必要予防接種：特になし

6．業務の背景

（1）レバノン共和国について

レバノン共和国（以下、「レバノン」という）では 2011 年からのシリア危機以降の難民の大量流入に加え、2019 年の経済崩壊、2020 年新型コロナウイルスの感染拡大、同年 8 月のベイルート港爆発、さらに 2024 年の武力衝突の激化と、複合的な危機が長期的に継続している。2026 年現在も武力衝突は完全に収束しておらず、子ども・若者は継続的な不安や緊張にさらされる状況に置かれている 。UNICEF によれば、2023 年には家計が悪化したことで、レバノンの 52%の世帯が教育関連支出を削減し、15%の世帯が子どもを就学させられなくなっており、レバノンの経済危機は教育機会の喪失を一層加速させている 。

さらにレバノンには 2025 年時点で約 61 万人の学齢期のシリア難民児童・若者が存在しており、シリア難民の大量流入への対応として公立学校の多くでダブルシフト制（午前：レバノン人、午後：シリア難民）が導入されている一方、初等教育段階の難民児童・生徒の就学率は約 50%にとどまっている 。国内全体でも学齢期のうち約 42 万人が不就学とされ、その 6 割以上を難民が占めている 。近年の紛争の影響を受けて、学校の損壊や避難所としての転用、経済的理由による就学断念などにより、若者の約 3 割が教育を中断し、家計を支えるために不安定な労働に従事している。

このような状況下、JICA は 2015 年及び 2018 年に「ホストコミュニティ支援（教育分野）に係る情報収集・確認調査（Ⅰ・Ⅱ）」を実施し、シリア難民の受入れにより大きな負担を抱える公立学校において、学校レベルのマネジメント強化の必要性を確認した。これを踏まえ、学校運営（School-Based Management：SBM）改善を目的とする技術協力プロジェクト「学校運営強化プロジェクト」が形成され、2019 年にはレバノン政府との間で国際約束の締結に至った。しかしながら、その後の経済危機、新型コロナウイルス感染症の拡大、治安情勢の悪化等の影響により、案件形成に係る協議及び事業実施に遅れが生じ、プロジェクトの本格開始には至っていない。

こうした中、2025 年度に補正予算事業として実施された「ガザにおける武力衝突の影響を受けたレバノンにおける復旧・復興に係る情報収集・確認調査」にお

いては、学校改修や教具供与による学習環境の改善に加え、学校運営面での支援として学校改善計画（School Improvement Plan: SIP）のパイロット的な導入が行われた。同パイロットでは、学校長のリーダーシップの下、教員、保護者及び地域コミュニティが参画し、学校の課題分析から改善活動の計画・実施までを主体的に進める取組を実施した。その結果、学校長を中心とした協働的な学校運営体制の強化が図られるとともに、学校コミュニティ全体の参画意識及び学校改善に向けた意欲の向上が確認された。

一方で、同活動を実施した UNOPS 等の報告書及び対象校校長へのヒアリングからは、SIP の全国的な普及・定着に向けて、統一的な SIP ガイドラインの整備、県教育事務所（Regional Education Office: REO）及びレバノン教育・高等教育省（Ministry of Education and Higher Education：MEHE）職員に対する研修の実施、ならびに学校現場における校長及び SIP 委員会等に対する継続的なコーチング・伴走支援が不可欠であることが明らかとなった。加えて、学校改善の取組を個別校の活動にとどめず、教育行政による支援・モニタリング体制の下で制度的に展開していく必要性も確認された。

かかる背景のもと、現在計画を検討している「レバノン学校運営強化プロジェクト」（以下、「レバノン事業」という）では、紛争や難民流入等の影響により厳しい環境に置かれている学校を対象に、SIP を軸とした SBM 強化を推進する。具体的には、校長のリーダーシップの下、教員、保護者及び地域コミュニティが協働して学校改善に取り組む仕組みを強化することで、子どもの就学意欲や学習意欲の向上につながる学校環境の改善及び学習機会の充実を図る。また、MEHE 及び REO による支援体制の構築を通じて、SIP の普及・定着を促進し、プロジェクト終了後も学校改善の取組が継続的かつ体系的に展開されることをめざす。

今回実施する詳細計画策定調査は、本レバノン事業の計画枠組、及び実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト詳細計画に関わる合意文書（M/M）締結及び討議議事録（R/D：Record of Discussions）締結準備を行うことを目的として実施するものである。

（2）イエメン共和国について

イエメン共和国（以下、「イエメン」という）からの技術協力要請に基づき、JICA は 2005 年 6 月より 3 年半の期間をかけてタイズ州教育局をカウンターパート機関（以下、C/P という）とし、「タイズ州地域女子教育向上計画」を実施した。同プロジェクトは、学校・地域住民主体の女子教育を促進する学校運営モデル

（Broadening Regional Initiative for Developing Girl's Education :BRIDGE）を開発することを目的とし、地方行政・学校・地域住民の三者が参画する女子就学推進のパイロット活動（パイロット事業対象 6 郡、59 校）の実施を通じ、州教育局の行政能力向上、教育へのコミュニティ参加の推進、学校運営能力の改善に係る協力を行っていた。 本案件の成果として、対象校において就学数の増加（男女共）、学習環境の改善、学校・地域間の協力関係の醸成、校長や地域住民の意識変容（女子就学の肯定化）などをイエメン国教育省が認識し、その結果、イエメン国内で BRIDGE モデルが認知され、女子教育の重要性について社会的関心を喚起させた点をイエメン側から評価された。このような背景から、イエメンから引き続き、タイズ州で開発された BRIDGE モデルを全国展開するため、「女子教育向上計画フェーズ2（以下、BRIDGE2 という）」の技術協力要請がなされた。 同案件フェーズ2は、協力期間を 2009 年 11 月から 4 年間とし、教育省を統轄的なカウンターパート機関として位置づけていた。前フェーズではモデル開発のためのパイロット地域であったタイズ州にて、他ドナーによる類似プログラムと本モデルを統合させ、全国レベルで標準化するためのレファレンスサイトとすることを予定していた。また、統合化・標準化されたモデルの導入・普及のためダマール州を実践サイトとし、教育省が標準モデルを全国普及するための支援体制の構築・強化への技術協力を行うこととしていた。

一方、2011 年 3 月 7 日、イエメン国に対する海外安全情報に関し、外務省よりイエメン全土に危険レベル 4（避難勧告）が発出されたことから、JICA 専門家は一時退避した。以後、イエメン国における現地活動は実施しておらず、終了していない活動があることから、イエメン側からはプロジェクトによる支援継続への要望が引き続き上がっている。

これらの背景及び 2026 年 8 月現在も同国全土の危険レベルは変わっていない点を踏まえ、R/D の改訂を行い、第三国（ヨルダン）でのイエメン側関係者向け研修を実施することを検討している。

今回実施する詳細計画策定調査は、上記の背景及び現状を踏まえ、BRIDGE2 の計画枠組、及び実施体制等を改めて整理した上で、今後のプロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクト詳細計画に関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的として実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1)準備業務(2026年12月上旬)

① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析(ジェンダー視点を含める)により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。特に、教育セクター計画や、他ドナーの動向、学校運営分野の調査を実施する。イエメンについては、中断中の案件で開発されたマニュアル等を収集・分析する。

②レバノン及びイエメン側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、(2)調査業務実施前に JICA に提出する。

③プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。PDM 及び PO の検討にあたっては、現地の治安情勢や安全対策措置を考慮すること、他ドナーとの連携を図ることにも留意する。

④ 案件担当部署内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2)調査業務(2026年12月中旬～2027年1月中旬)

①JICAシリア支所(レバノン所管)やJICAイエメンフィールドオフィス等との打合せを調整・実施する。

②レバノン及びイエメン側関係機関とのアポイントの取り付け・調整を主体的に行い、協議(オンラインを想定)を実施し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、教育セクター・学校運営関連について主体的にヒアリングを行い、議事録を作成する。

③レバノン、イエメンそれぞれについて、事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容及びレバノン・イエメンにおける過去の教育分野の協力

成果（技術協力、無償資金協力）

イ）関連する開発計画、政策、制度

ウ）関連各組織

（a）所掌業務、組織体制、根拠法

（b）人員体制

（c）役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

（d）予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ）本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF、UNESCO、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

オ）上記ア）～エ）におけるジェンダー視点に立った情報収集と分析。加えて、支援対象国・地域（パイロット校候補所在地域等）の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。特に児童の就学・出席・中途退学等のジェンダー別データ及びその要因、女子児童が学校生活・学習を継続する上で直面する課題、SIP委員会等における女性の参加及び意思決定への関与状況について、レバノン人・シリア難民等の属性にも留意しつつ確認する。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【教育】」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf）を参照すること。

カ）上記ア）～エ）における障害のある児童を取り巻く状況及び障壁に関する情報収集と分析。具体的には、対象地域における障害のある児童の就学状況、学校生活及び学習への参加状況について、可能な範囲で障害別、性別、年齢別等のデータを確認する。また、障害のある児童の教育アクセスや参加を阻む要因（制度、物理面での障壁、情報面での障壁、現地の文化・障害に対する偏見等）について、収集・整理する。加えて、障害のある児童、その保護者及び現地の障害当事者団体・支援団体を可能な範囲で対象に含め、学校へのアクセス、学習活動への参加、学校生活及び学校運営への参画を阻む障壁や、必要な合理的配慮について意見を聴取する。

想定する調査事項の例

・対象校に在籍する障害のある児童数及び障害の状況

・障害のある児童の出席、修了、退学等の状況

・校舎、教室、トイレ、通学経路等の物理アクセシビリティ
・授業、教材、学校情報等の情報アクセシビリティ
・対象国・地域の社会における障害に対する考え方（特に宗教・文化の側面から）等

④ 調査結果に基づき、レバノン、イエメンそれぞれについて、本プロジェクトの計画案（プロジェクトの協力期間、対象地域、実施体制等）、R/D、概算事業費の積算、及び相手国側の負担事項について、JICA 案件担当部署とともに案を作成する。② オ）及びカ）の分析により把握したジェンダー課題及び障害のある児童に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案を含む。

⑤ レバノン、イエメンそれぞれについて、関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）、協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）、概算事業費の積算、及び相手国側の負担事項の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。また、関係者とともに③にて提案した活動、インプット、指標のPDM（案）への組み込みを検討する。

⑥ レバノン、イエメンそれぞれについて、実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ レバノン、イエメンそれぞれについて、調査結果をJICA本部、シリア支所及びイエメンフィールドオフィス等に報告する。

（3）整理業務（2027年１月下旬～2027年2月下旬）

① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。

③ 対象 2 か国それぞれについて、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライ

[1] 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

ン」を参照願います。

（1）　業務完了報告書

2027年2月19日（金）までに提出。

次の報告書、及び面談録・収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

・対象2か国それぞれについての担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文及び英文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「ＸⅠ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

（1）報酬単価

本調査では現地渡航は含まれませんが、現地との遠隔協議が見込まれるため、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の2. の（1）2）及び（2）2）の「国内業務」は適用しません。同（1）1）及び（2）1）のうち通常単価で計上してください。なお、現地渡航を実施しないことから「紛争影響国・地域における報酬単価」は適用しません。

10.特記事項

（1）　業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は予定していません。

（2）　参考資料

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・レバノン共和国 ホストコミュニティ支援（教育分野）に係る情報収集・確認調査報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028114.html

・レバノン国 ホストコミュニティ支援(教育分野)に係る情報収集・確認調査(II)
ファイナル・レポート
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037782.html
・イエメン国 タイズ州地域女子教育向上計画終了時評価調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248241.html
・タイズ州地域女子教育向上計画プロジェクト事業完了報告書(和文要約)
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245140.html
・イエメン国 女子教育向上計画フェーズ2実施協議報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000251184.html

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

③ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

④ 本業務については先方政府側の対応次第で、業務実施時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な業務時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑤ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上